

基金による支援の仕組み

○産業廃棄物適正処理推進センターによる協力

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

〔廃棄物処理法第13条の13〕

適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(中略)

五 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。

〔廃棄物処理法第13条の15〕

2 環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

基金による支援の仕組み

- 廃棄物処理法の平成9年改正により、原因者が支障除去等の措置を行わない場合に都道府県等が支障除去等を行うことができる行政代執行規定が創設され、平成10年6月17日以降に発生した不法投棄等事案を対象として、都道府県等に対し基金から必要な費用を支援する制度が創設。
- 支障除去等に必要な費用についての産業界と国と都道府県等との負担割合は、現在、4 : 3 : 3（創設当初は2 : 1 : 1）となっており、産業界と国が基金を通じて事業費の7 / 10を都道府県等に支援。

